

計画作成年度	令和5年度
計画変更年度	令和7年度
計画主体	須恵町、篠栗町、久山町、新宮町、粕屋町

粕屋地区鳥獣被害防止計画

<代表連絡先（事務局）>

担当部署名 須恵町役場地域振興課
 所在地 福岡県糟屋郡須恵町大字須恵771番地
 電話番号 092-932-1151（代表）
 F A X 番号 092-931-1827
 メールアドレス nourin@town.sue.lg.jp

<連絡先>

担当部署名 篠栗町役場産業観光課
 所在地 福岡県糟屋郡篠栗町中央一丁目1番1号
 電話番号 092-947-1215（直通）
 F A X 番号 092-947-7977
 メールアドレス nougyou@town.sasaguri.lg.jp

<連絡先>

担当部署名 久山町役場産業振興課
 所在地 福岡県糟屋郡久山町大字久原3632番地
 電話番号 092-976-1111（代表）
 F A X 番号 092-976-2463
 メールアドレス sangyou@town.hisayama.lg.jp

<連絡先>

担当部署名 新宮町役場産業振興課
 所在地 福岡県糟屋郡新宮町緑ヶ浜一丁目1番1号
 電話番号 092-962-0238（直通）
 F A X 番号 092-962-0725
 メールアドレス sangyo@town.shingu.fukuoka.jp

<連絡先>

担当部署名 粕屋町役場地域振興課
 所在地 福岡県糟屋郡粕屋町駕与丁一丁目1番1号
 電話番号 092-938-2311（代表）
 F A X 番号 092-938-3150
 メールアドレス chiiki@town.kasuya.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	カラス、ヒヨドリ、イノシシ、シカ、タヌキ、アナグマ、アライグマ、ハト
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	須恵町、篠栗町、久山町、新宮町、粕屋町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
カラス	果 樹	2,830 千円 0.90ha
ヒヨドリ	果 樹	1,000 千円 0.50ha
イノシシ	水 稲・果 樹	3,369 千円 0.93ha
シカ	水 稲・果 樹	1063 千円 1.09ha
タヌキ	—	0 千円 0ha
アナグマ	—	0 千円 0ha
アライグマ	—	0 千円 0ha
ハト	—	0 千円 0ha

(2) 被害の傾向

カラス、ヒヨドリは果樹を中心に被害を受けている。
イノシシ、シカについては、年間を通じて水稲や果樹等の被害を受けている。イノシシは捕獲数が伸びているが、被害が増加している。シカは農作物だけでなく、林業被害も確認できており、早急に対応が必要である。タヌキ、アナグマ、アライグマ、ハトについては、生活被害の情報が多く、目撃情報が増えているため、今後農作物被害が発生することが予想される。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和4年度）	目標値（令和8年度）
カラス	2,830 千円 0.90ha	2,333 千円 0.70ha 2,688 千円 0.85ha
ヒヨドリ	1,000 千円 0.50ha	820 千円 0.27ha 950 千円 0.47ha
イノシシ	3,369 千円 0.93ha	3,032 千円 0.83ha 3,200 千円 0.88ha
シカ	1,063 千円 1.09ha	945 千円 0.90ha 1,009 千円 1.03ha
タヌキ	0 千円 0ha	0 千円 0ha
アナグマ	0 千円 0ha	0 千円 0ha
アライグマ	0 千円 0ha	0 千円 0ha
ハト	0 千円 0ha	0 千円 0ha

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	捕獲等を地元猟友会に依頼している。 捕獲確認後、イノシシ及びシカは埋設、廃棄、一部持帰り自家消費されている。 カラスは、主に埋設や焼却処分をしている。 捕獲方法は以下のとおり カラス、ヒヨドリ、ハト…銃器 イノシシ、シカ…銃器、箱罟、くくり罟 タヌキ、アナグマ、アライグマ…箱罟	猟友会による捕獲のみであるため、今後は、農業者も自衛手段として、箱罟での捕獲ができるよう、罟の免許取得についての情報提供を行っていく必要がある。 また、高齢化により捕獲従事者が減少しており、捕獲従事者の確保も課題となっている。
防護柵の設置等に関する取組	各町単独事業で（粕屋町を除く）で電気柵の購入経費の補助を実施している。 被害地域の住民が個人や集落ぐるみでトタン柵・ネット柵等を設置している。	事業内容の周知を図るとともに防護柵の設置を推進し、被害を減少させていく必要がある。

(5) 今後の取組方針

粕屋地区鳥獣被害防止対策協議会を中心として、以下のような対策を講じる。 ・ 箱罟による捕獲を推奨するとともに、狩猟免許取得事前講習会の開催により捕獲従事者と箱罟の設置数を増やす事によって個体数の増加に歯止めをかける。また、計画的な防護柵の設置やイノシシを寄せ付けない集落環境づくりを推進する。 ・ 被害の多い地域から順次防護柵の設置を推進し、被害地域の住民が持つ防護の機運を推進していく。
--

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

銃器及び箱罟による予察捕獲と被害捕獲については、糟屋郡猟友会に委託し、鳥獣被害対策実施隊の活動と連携した取組を行う。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
R 6	カラス、ヒヨドリ、イノシシ、シカ、タヌキ、アナグマ、アライグマ、ハト	効率的な防止計画の検討。 農林業者の狩猟免許取得の推進。
R 7	カラス、ヒヨドリ、イノシシ、シカ、タヌキ、アナグマ、アライグマ、ハト	効率的な防止計画の検討。 農林業者の狩猟免許取得の推進。
R 8	カラス、ヒヨドリ、イノシシ、シカ、タヌキ、アナグマ、アライグマ、ハト	効率的な防止計画の検討。 農林業者の狩猟免許取得の推進。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
被害状況調査を基にし、近年の捕獲実績を参考に決定する。
シカの生息密度増加により、森林被害が認められだしたことから、森林組合等による計画的な捕獲が平成29年度より開始している。
タヌキ、アナグマ、アライグマについては、1件の農業被害金額は微小であるため、被害報告までは上がってきていない事例が多かった。近年、目撃情報が増えてきていること、被害程度が高まっていることから、対処捕獲を行い被害の低下を図る。頭数については、目撃情報の件数を参考に決定する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度
カラス	5 0	5 0	5 0
ヒヨドリ	5 0	5 0	5 0
イノシシ	5 0 0	5 0 0	5 0 0
シカ	5 0 0	5 0 0	5 0 0
タヌキ	1 0 0	1 0 0	1 0 0
アナグマ	1 0 0	1 0 0	1 0 0
アライグマ	1 0 0	1 0 0	1 0 0
ハト	5 0	5 0	5 0

捕獲等の取組内容
狩猟従事者や地元住民等から寄せられる農作物等の被害状況を基に捕獲予定区域を決定し、対象作物の被害が多くなる時期を中心に銃器及び箱罠、くくり罠による捕獲を適宜実施する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度
イノシシ シカ タヌキ アナグマ アライグマ	電気柵、侵入防止ネット (使用済みノリ網利用等) の設置 31,300m	電気柵、侵入防止ネット (使用済みノリ網利用 等)の設置 31,300m	電気柵、侵入防止ネット (使用済みノリ網利用 等)の設置 31,300m

(2) その他被害防止に関する取組

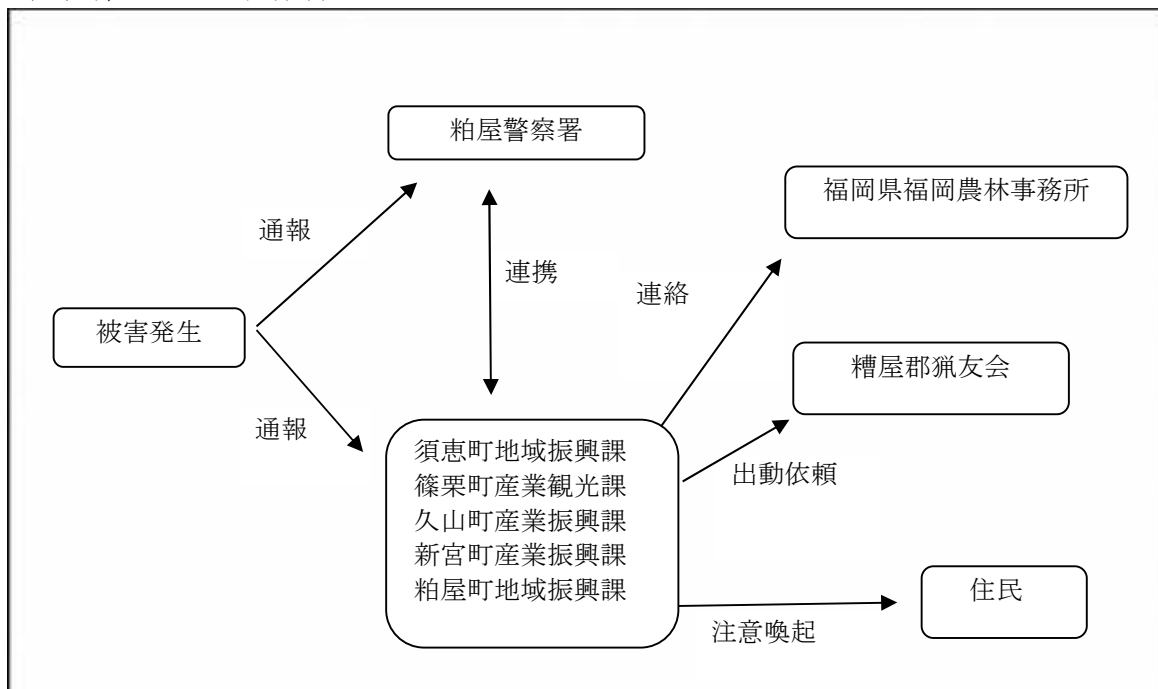
年度	対象鳥獣	取組内容
R 6	カラス ヒヨドリ イノシシ シカ タヌキ アナグマ アライグマ ハト	・放任果樹の管理、除去等について指導し、餌のない環境をつくる。 ・使用済みノリ網の斡旋及び防護柵設置を指導する。 ・生息状況の情報収集及び啓発。
R 7	カラス ヒヨドリ イノシシ シカ タヌキ アナグマ アライグマ ハト	・放任果樹の管理、除去等について指導し、餌のない環境をつくる。 ・使用済みノリ網の斡旋及び防護柵設置を指導する。 ・生息状況の情報収集及び啓発。
R 8	カラス ヒヨドリ イノシシ シカ タヌキ アナグマ アライグマ ハト	・放任果樹の管理、除去等について指導し、餌のない環境をつくる。 ・使用済みノリ網の斡旋及び防護柵設置を指導する。 ・生息状況の情報収集及び啓発。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
須恵町地域振興課 篠栗町産業観光課 久山町産業振興課 新宮町産業振興課 粕屋町地域振興課	情報収集 関係機関への連絡 住民の安全確保 捕獲対応
粕屋警察署	住民の安全確保
糟屋郡猟友会	捕獲、追い払い等
福岡県福岡農林事務所	各町、警察署に情報提供

(2) 緊急時の連絡体制



6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

カラス、ヒヨドリ、タヌキ、アナグマ、アライグマ、ハトは、主に埋設や焼却処分する。

また、イノシシ及びシカは、基本的には埋設処分するが、一部は狩猟者が持帰り食肉として自家消費する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

イノシシ、シカは一部を自家用食肉として利用を行っているが、近隣に食肉加工処理施設がないことや、衛生面の観点から流通、販売までには達していない。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	粕屋地区鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
須恵町地域振興課 篠栗町産業観光課 久山町産業振興課 新宮町産業振興課 粕屋町地域振興課	協議会事務局 被害防止計画の立案 被害状況の把握及び調査 鳥獣の捕獲対応
糟屋郡猟友会	鳥獣の捕獲、鳥獣捕獲の技術指導
粕屋農業協同組合	農作物被害の状況調査、防止対策指導
生産者代表	農地に関する情報提供、助言
福岡県福岡農林事務所 北筑前普及指導センター	農作物被害に関する防除対策等の助言
福岡県広域森林組合	林業被害の状況調査、助言、鳥獣の捕獲

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役 割
福岡県福岡農林事務所 農山村振興課	被害防止に関する指導及び助言
宗像・遠賀保健福祉環境事務所 地域環境課	捕獲に関する指導及び助言。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

須恵町鳥獣被害対策実施隊 22名（内職員2名）
篠栗町鳥獣被害対策実施隊 10名（内職員1名）
新宮町鳥獣被害対策実施隊 21名（内職員2名）
久山町鳥獣被害対策実施隊 10名（内職員3名）
粕屋町鳥獣被害対策実施隊 1名（内職員1名）

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

--

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

協議会を構成する機関は、本計画の実効性を常に高い水準に保つため、定期的な見直しに努める。また、本計画の推進のためには住民の十分な理解と協力が不可欠であるため、協議会は各方面から寄せられる被害状況及び生息状況に関する情報と、それに基づき策定された計画が共有されるよう配慮する。